

企業内感染症防止対策補助金 Q & A

Q 1. 個人事業主は対象になるか。

A. 青色申告をしている事業者又は、白色申告者でも事業収入を申告している方は対象となります。ただし、事業で得ている収入が申請者の主たる収入である場合に限りです。

Q 2. フリーランスで活動しているが対象になるか。

A. 個人事業主に該当する方は対象となります。

Q 3. NPOは対象となるか。

A. NPO（特定非営利活動法人）は、中小企業経営強化法第2条第1項の中小企業者に該当しない（会社又は個人ではない）ため対象となりませんが、第2条第1項に定める組合は対象となります。以下、代表的なものを例示しましたので、参考にしてください。

対象となる法人	対象とならない法人
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る）、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、一般社団法人 ※地方公共団体が出資する法人を除く	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、経済産業省を除く他省庁が監督官庁である組合

※ただし、緊急対応型については、緊急性を勘案し必要に応じて対応を検討しますので、詳細は担当課までご相談ください。

Q 4. 本社が県外の場合、対象になるか。

A. 県内に支店や営業所等、事業を実施するために必要な施設を有していれば対象となります。なお、対象経費については、県内の事業所分のみとなります。

Q 5. 複数回に分けて申請することは可能か。

A. できません。緊急対応型、体制整備型いずれも上限額に満たない場合でも、1社あたり1回に限り申請可能です。

Q 6. 緊急対応型と体制整備型を併用することは可能か。

A. 緊急対応型について、事前感染予防事業と発生時拡大予防事業では、その取り扱いが異なりますので以下を参考にしてください。

事前感染予防事業：本事業終了後で、事業目的が異なる内容である場合に限り体制整備型の併用が可能です。

※体制整備型終了後に事前感染予防事業を申請することはできません。

発生時拡大予防事業：事前感染予防事業、体制整備型との併用が可能です。

Q 7. 申請はいつすればいいか。

A. 予算の範囲内で随時受け付けています。ただし、申請期限は令和3年1月29日（金）です。

Q 8. 収支予算書の作成にあたって、見積書を提出する必要があるか。

A. 緊急対応型については、提出の必要はありませんが、適正な予算書作成のため、原則として見積書を取るようになしてください。

体制整備型については、積算根拠を明示した見積書を必ず提出してください。

Q 9. 申請書の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か。

A. 変更承認申請書を提出し、承認を得ていただければ可能です。

重要な変更を行おうとする場合は、必ず変更申請が必要ですが、軽微な変更は申請不要です。

【重要な変更とは？】

事業内容を大幅に変更する場合 など

上記以外にも、変更手続が必要な場合があるため、事前にご相談ください。

Q10. 事業計画を作成した時点では想定（記載）していなかったことが発生した場合、事業実施中に補助事業として変更申請してもよいか？

A. 感染防止に必要な物品等の導入や消毒作業に必要なものであれば可能です。まずはご相談下さい。

（例）事業計画では対面接触を避けるため、TV 会議システムの導入のみを予定していたが、非対面販売に転換するため、ネット通販のシステムを導入することになった。この場合、感染防止のための売り方転換にかかるシステムの導入となるため、変更申請が可能です。

Q11. 事業を途中で中止してもいいか。

A. 可能です。ただし、事前に中止・廃止の申請書を提出し、承認を得ることが必要です。

Q12. 補助金はいつ受け取れるか。

A. 補助事業完了後です。

実績報告書の提出後、書面検査を行い、補助金額の確定の後、実績払いすることとなります。

ただし、希望する方は概算払（前払い）も可能ですので、概算払請求書を提出してください。

Q13. 補助金交付申請前に発注したり支払った経費は対象となるか。

A. 緊急対応型については、補助対象経費として認められるもので、4月1日以降のものであれば対象となり得ます。事業実施期間の開始日を支払った日の日付にして申請してください。ただし、領収書やレシート等により、支払ったことを証明できる場合に限りです。

体制整備型については、申請前に着手（発注・購入）した事業については対象となりません。

また、申請後であっても交付決定前に着手（発注・購入）した場合も、対象となりませんので、ご注意ください。

Q14. マスクと消毒液の購入だけでも申請できるか。

A. できません。マスクや消毒液等の衛生用品の購入費は補助対象経費の1/2以内としています。

また、体制整備型をご利用の場合は、マスクや消毒液の購入費はそもそも補助対象となりません。

Q15. 事務所で感染者が発生し、緊急を要したので申請前に消毒作業を行ったが対象となるか。

A. 保健所の指導に基づき行った作業であれば対象となります。そのことが分かる資料を添付して申請してください。

Q16. 鳥取県産業振興条例とは何か。なぜ県内事業者への発注が求められるのか。

A. 県内における経済の発展・事業者の育成並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的として、議員発議により制定された条例です。本条例において、県の事業においては、県内の人材及び物品等を積極的に活用することが求められており、補助事業についてもこれに沿った対応が必要なものです。

Q17. 委託にかかる経費でなければ、県外事業者への発注は問題ないか。

A. 委託にかかる経費以外については、県内事業者への発注は努力義務となります。条例の趣旨を御理解の上、可能なものはできるだけ県内事業者への発注をお願いします。

Q18. 委託に係る業務を県外事業者へ発注したいがどうしたらよいか。

A. 原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められますが、やむを得ず県外事業者へ委託する必要がある場合は、県の承認を得る必要があります。県外事業者へ委託する場合は、申請時に県外発注理由書を添付のうえ提出してください。県外発注理由等の内容によっては、補助対象経費として認められない場合がありますのでご注意ください。

Q19. 新しいシステムの導入にあたって職員を採用したが、その人件費も対象になるか。

A. 対象になりません。

Q20. 導入した機器の毎月のリース料は対象となるか。

A. 対象になりません。リースをするための初期費用は対象となりますが、賃料、光熱費、通信費等、維持管理のための費用は対象となりません。

Q21. パソコンやプリンターは対象となるか。

A. 対象となりません。その他、汎用的に使用できるものや、他の用途への転用が想定される場合は対象となりません。

その他、対象とならないものを例示しましたので、参考にしてください。

○汎用性要件により、対象とならないもの

- ・タブレット端末や液晶モニター
- ・インターネット環境整備、速度向上
- ・除菌・消毒機能付きのエアコン、加湿器
- ・テーブル・棚 など

○その他、経費の性質上により対象とならないもの

- ・単純な修理や取り替え
- ・既存サイトの改修
- ・プロモーション、広告宣伝 など

Q22. 他の補助金と併せて活用することはできるか。

A. 同じ趣旨の感染対策を目的とした他の補助金について、併せて申請することはできません。

ただし、事業目的が異なる場合は申請可能ですので、ご判断しかねる場合等は、事前にご相談ください。

【参考】

○新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進補助金

緊急対応型・事前感染予防事業との併給不可
体制整備型との併給可（ただし、事業目的が同じ場合は不可）

○緊急応援補助金、頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業、非対面型販売促進事業
事業目的が同じ場合は併給不可

※今後、同種の補助金ができただけの場合の取り扱いも同様とします。

Q23. すべての部屋に空気清浄機を設置したいが何台まで対象となるか。

A. 受付やロビーなど、公共性のある場所や不特定多数が利用する場所に設置するものは対象となりますが、各個室など利用者が限定される場所に設置するものは対象となりません。

また、上記以外の設備・機器等の導入及び施工処理等についても同様の取り扱いとなります。

なお、導入する数量等については、設置場所や用途等を勘案し、必要最低限の数量等となります。

Q24. 設備の取替えは対象となるか。

A. 対象になりません。

通常の生産活動のための設備投資や単なる取替え、その他、通常業務に使用する設備の購入は対象になりません。

Q25. ホームページの開設やリニューアルは対象となるか。

A. 補助対象事業に合致する場合に限り対象となります。

単純な商品の紹介サイトや予約フォームの新設、既存サイトのリニューアルは対象になりません。

Q26. 宣伝広告費は対象となるか。

A. 対象になりません。

事業等の紹介・PRにかかる費用や動画撮影の費用は対象になりません。

Q27. 3月末までの事業計画期間で申請したが、5月まで事業計画期間を延長してもいいか。

A. 原則として、申請時の事業計画期間内で終えていただく必要があります。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事業計画期間の変更承認申請の手續のうえ延長可能となりますが、この場合、3月31日までに必ず事前相談していただき、変更承認申請書を提出してください。4月以降に年度を超える変更はできませんので、ご注意ください。

【参考】

年度を超えた事業計画期間の延長は、事業計画の大幅な変更に該当しますので、変更承認申請の手續が必要で。 (交付要綱第8条第1項第2号に規定)

年度内の延長であれば、メール等による届出のみで変更は可能です。

【参考／具体事例】

補助金を活用して実施された感染症対策の事例を紹介します。

○ECサイト構築によるビジネス転換

業種：小売業

内容：遠隔で接客対応できるオンライン商談とECサイトを構築。

対面による営業が必須であった薪ストーブ等の販売において、丁寧な商品説明ができるようオンラインでの商談環境を整備するとともにECサイトを導入し、アフタフォローも含めこれまでと同様のサービスを提供できる仕組みを構築。

○リモートによる業務管理システム導入

業種：建築業

内容：事務所と現場間の情報共有や作業指示等をリモート管理できるクラウドアプリを導入し、社内勉強会により活用促進を図る取組を展開。

接触機会低減だけでなく、生産性向上の効果が見込めることから、現場リーダーに加え現場担当者にまで活用を広げるため、ライセンス数の増強予定。

○3密回避等の店舗改修

業種：理美容業

内容：カット席を移設し、お客様同士の距離を確保するとともに間仕切を設置。

3密を回避しながら予約制限や出勤調整を解除でき、店舗経営の維持とお客様の安心感向上を実現。